○ 公務に起因する疾病の範囲について

(平成2年3月14日消基発第119号) 最近改正 令和5年2月3日

標記については、従来、国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度の例により 処理してまいりましたが、当基金の明文の定めがないため疑義を生ずる場合が多かった点を 考慮し、今般、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法に準じ、別紙のとおり定め ましたので、通知します。

公務に起因する疾病の範囲

- 一 公務上の負傷に起因する次に掲げる場合の疾病
 - ① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した 場合
 - ② 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度ではなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
 - ③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷 により、発病の時期を著しく早めた場合
 - ④ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した 場合
- 二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - ① 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
 - ② 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
 - ③ レーザー光線にさらされる業務に従事したために生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - ④ マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
 - ⑤ 次に掲げる電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため 生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線 肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
 - ア アルファ線、重陽子線及び陽子線
 - イ ベータ線及び電子線
 - ウ 中性子線
 - エ ガンマ線及びエックス線
 - ⑥ 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したために生じた潜かん病又は潜水病
 - ⑦ 気圧の低い場所における業務に従事したために生じた高山病又は航空減圧症
 - ⑧ 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
 - ⑤ 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
 - ⑩ 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷

- Ⅲ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- ② 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
- ③ ①から⑫までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - ① 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
 - ② 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業体勢により行う業務 その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
 - ③ チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
 - ④ 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事 したため生じた後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事 したため生じたことの明らかな疾病
- 四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - ① 公務上の災害の認定基準について(平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号 地方公務員 災害補償基金理事長通知)別表の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物にさらさ れる業務に従事したため生じた疾病であって、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物の種類に応じ、それぞれ同表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とするもの
 - ② ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - ③ すす、鉱物油、漆、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
 - ④ たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - ⑤ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさら される業務に従事したため生じたアレルギー性鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - ⑥ 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患

- ⑦ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- ⑧ 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
- ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じ たことの明らかな疾病
- 五 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又はじん肺と合併し た次に掲げる疾病
 - ア 肺結核
 - イ 結核性胸膜炎
 - ウ 続発性気管支炎
 - 工 続発性気管支拡張症
 - 才 続発性気胸
 - カ 原発性肺がん
- 六 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及び これらに付随する疾病
 - ① 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
 - ② 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
 - ③ 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
 - ④ 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従 事したため生じたことの明らかな疾病
- 七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病 及びこれらに付随する疾病
 - ① ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - ② ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - ③ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - ④ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - ⑤ ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - ⑥ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - ⑦ ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - ⑧ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

- ⑨ ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- ⑩ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
- ① 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため 生じた尿路系腫瘍
- ② オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
- ③ 一・二一ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- ④ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- ⑤ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、 甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- (B) すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- ① ①から⑯までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務 に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる 業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動 等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗 塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病
- 九 人の生命に関わる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う 業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病
- 一○ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる疾病
 - ① 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
 - ② 健康管理上の必要により任命権者等が執った措置(予防注射及び予防接種を含む。) により発生した疾病
 - ③ 研修施設附属宿泊施設の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病
 - ④ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の 不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
 - ア 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - イ 休息時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
 - ⑤ 職務上の怨恨により発生した疾病
 - ⑥ 任命権者等の提供する飲食物による食中毒
 - ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明ら

かな疾病

- (注) 二から九までに掲げる疾病の取扱いについては、次によるものとする。
- ① 二から九まで(二の⑬、三の⑤、四の⑨、六の⑤及び七の⑰を除く。)に掲げる疾病は、当該疾病に係る当該各号の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因になるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとして取り扱うものとする。
- ② 二から四まで及び六から八までに掲げる「これらに付随する疾病」並びに九に掲げる「これに付随する疾病」とは、それぞれ当該各号の疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該各号の疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいう。

なお、三の「これらに付随する疾病」には、三の③の手指、前腕等の運動器障害に付 随して起こる粘液のうの疾患が含まれるものとする。